

鹿児島市産業廃棄物の処理に関する基本方針

平成10年 3月26日制定

平成14年 3月12日改定

平成18年 3月 6日改定

経済発展に伴う生産及び消費の拡大、ライフスタイルの変化等を背景に大量の産業廃棄物が排出される中で、一部の者による不法投棄や不適正な処理が跡を絶たない。加えて廃棄物処理に関わるダイオキシン類問題等の発生は、産業廃棄物処理に対する住民の不信を高め、又生活環境への不安を招くに至っている。

このような住民の環境への意識の高まり等を背景として、産業廃棄物を適正に処理するために必要な処理施設の新たな設置は、これまでもまして困難なものになっている。

最終処分場の残余容量は、平成15年4月現在、全国平均で4.5年分、首都圏では1.7年分しかなく極めて深刻である。都市圏における最終処分場の不足は産業廃棄物の地方への流出を引き起こし、本県においても他県からの搬入をめぐって紛争が起きた。

一方では、廃棄物の適正処理の推進と廃棄物処理に対する住民の信頼性を確保するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び政省令の改正、関係法令等の整備が次々行われてきた。

ダイオキシン類対策としての焼却施設や最終処分場の施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準の強化、廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査の義務づけ、とくに焼却施設や最終処分場について許可する場合は告示縦覧や専門家の意見聴取等が義務づけられた。その他、申請者の資格審査の厳格化、不法投棄の罰則強化、排出事業者責任の明確化等々である。

また、最終処分場の残余容量がひっ迫する中で、循環型社会の形成に向けて様々なリサイクル関連法が制定された。循環型社会形成推進基本法や容器包装法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、資源有効利用促進法、フロン回収破壊法、PCB処理特別措置法、自動車リサイクル法等である。

このような廃棄物処理をめぐる様々な動きの中、本市における産業廃棄物の適正な処理を推進するとともに、本市域の自然的社会的条件を考慮し環境への負荷を最小限に抑えるという観点から、この基本方針を定める。

1 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る指導

産業廃棄物処理施設は、適切な維持管理が行われないと周辺環境に長く悪影響を及ぼす恐れがある。

このため、処理施設設置者に対しては、立地場所の的確性ととともに市民の一層の理解と信頼が得られるような施設となるように、次の指導を行う。

- (1) 市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある水道水源に近接した場所等、公共の福祉に著しい影響を与える地域における設置は、これを認めない。
- (2) 産業廃棄物の最終処分場のうち、管理型については、施設運営の信頼性・安全性の確保という観点から、原則として公共関与によるものとする。

また、安定型については、乱立防止等の観点から、埋立処分が終了していない最終処分場からの距離が一定以上離れている場合に設置を認めることとし、市内におけるがれき類の再資源化による最終処分量の減少傾向及び残余容量等を勘案した適正な規模のものとする。

- (3) PCB廃棄物の処理は、県が定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき行うものとする。
- (4) 処理施設を設置するにあたっては、周辺住民との対話を通じた相互理解を深め、必要に応じて生活環境の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。
- (5) 処理施設を運営するにあたっては、施設に異状がないか常に点検し誤った処理がなされないよう細心の注意を払うとともに、周辺環境に常に配慮し、苦情があった場合は誠実にこれに対処しなければならない。

また、従業員に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令等の教育を実施し、資質の向上に努めなければならない。

なお、本市は、産業廃棄物の不適正処理による環境汚染を生じさせることのないように、産業廃棄物処理施設の維持管理基準や廃棄物処理基準の遵守状況を監視・調査する。

また、許可対象外施設についても、許可対象施設に準じた処理や維持管理がなされるように指導・啓発を行う。

2 産業廃棄物の排出抑制及び循環的利用の推進

産業廃棄物問題の根本的な解決のため、廃棄物の排出抑制と循環的利用を推進する。

- (1) 本市は、循環型社会の実現を目指し平成12年に策定した鹿児島市環境基本計画に基づく廃棄物対策関連施策を総合的に進めるとともに、率先行動計画により自らの産業廃棄物の排出抑制と循環的利用に努める。
- (2) 事業者に対しては、産業廃棄物の排出抑制・循環的利用の指導や普及啓発を行い、リサイクル製品市場の拡大を促進する。

なお、木くず又はがれき類の破碎施設など、騒音や振動問題等を発生させる懸念があるものについては、適切な指導を行っていく。

3 県外産業廃棄物の搬入の抑制

県外発生の産業廃棄物の市内への搬入については、県内完結型の処理を基本とする考え方に立って対応する。

- (1) 事業者は、市長が特に認めたときに限り、自ら又は委託して県外産業廃棄物の搬入を行うことができる。
- (2) 九州各県からの搬入は、地域的・経済的つながりを考慮して対応する。
- (3) その他の地域からの搬入については、原則としてこれを承認しない。

4 不法投棄等の防止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、すべての産業廃棄物に管理票制度を適用し、又産業廃棄物の不法投棄については同法上最も重い罰則を科すなど適正処理の責任を厳しく求めている。

このため、産業廃棄物の不法投棄の未然防止対策や適正保管対策等を一層進める。

- (1) 不法投棄の未然防止のために、産業廃棄物管理票制度の周知を図るほか市民団体や郵便局、鹿児島市森林組合等とも連携を図りながら監視パトロールを強化するとともに、投棄原因者に対しては警察等関係機関とも連携を取りながら厳しく対処する。
- (2) 建設関係事業者や産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物の積替え保管施設については、不適正な処理の未然防止及び周辺的生活環境の保全、周辺施設への配慮という観点から、適切な設置や保管管理を指導していく。

5 情報公開の推進

産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物の処理に関して市民の理解を深めるため、市内における産業廃棄物の発生量や処理の状況、不法投棄の状況、産業廃棄物処理施設における維持管理の状況、行政による水質監視結果に関する情報等について、可能な限り広く市民に公開していく。

6 推進体制の活用

この基本方針に基づく具体的施策を検討・実施するため、庁内に設置した「産業廃棄物適正処理推進連絡会議」の活用を図るとともに、産業廃棄物の排出事業者関係団体及び処理業者関係団体との協力を図る。